

## 成績評価並びに単位の認定に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立野田看護専門学校学則第25条の規定による成績評価並びに単位の認定に関する必要な事項を定めるものとする。

(履修方法)

第2条 各授業科目の履修方法は、講義及び演習、実習とする。

2 各授業科目の履修は、教育計画の進度表に従い行うことを基本とする。

3 履修は、授業科目により、別に定める科目履修条件により、順序に従い履修するものとする。

(成績評価を受ける資格)

第3条 前条により履修した授業科目について成績評価を受ける資格は、原則として各授業科目の履修方法に従い所定の時間を出席している者に与える。

2 履修方法が講義及び演習の授業科目における前項の所定時間は、授業時間数の3分の2以上とする。

3 履修方法が実習の授業科目における第1項の所定時間は、授業時間数の6分の5以上とする。

4 病気その他やむを得ない理由により成績評価を受ける資格が得られなかった者に対して、補習授業により資格を与えることができる。

5 補習授業の方法は、学科長及び専任教員又は担当講師が協議して決定する。

(成績評価の方法)

第4条 成績評価の方法は、各授業科目の履修方法に従い、100点満点で評価し、60点以上を合格点とする。

2 履修方法が講義及び演習の授業科目における成績評価の方法は、筆記試験、口述試験、実技試験、レポートとする。

3 履修方法が実習の授業科目における成績評価の方法は、各授業科目指定の評価表を用いて行うものとする。

(成績表示)

第5条 各授業科目の成績表示は、次のとおりとする。

(1) 優 80点以上

(2) 良 70点以上80点未満

(3) 可 60点以上70点未満

(追試験)

第6条 病気その他やむを得ない理由で第4条第2項に規定する試験を受けることができなかった者に対して、期日を定めて追試験を行うことができる。

2 追試験の受験を希望する者は、その理由解消後3日以内に、追試験受験願を校長に提出し、その許可を得なければならない。

3 追試験の評価は、その得点の8割をもってその者の成績とする。

4 追試験は、原則として1回とする。

(再試験)

第7条 第4条第2項及び第6条に規定する試験不合格の者に対して、再試験を実施することができる。

2 再試験の受験を希望する者は、成績発表日から3日以内に、再試験願を校長に提出し、その許可を得なければならない。

3 再試験の実施と方法については、学科長及び専任教員又は担当講師が協議して決定する。

4 再試験の評価は、60点以上をもって合格とし、60点を超す場合であっても60点とする。

5 再試験は原則として1回とする。

(追実習)

第8条 病気その他やむを得ない理由により臨地実習を受けられなかった者に対して、追実習を行うことができる。

- 2 追実習を希望する者は、その理由解消後3日以内に、追実習願を校長に提出し、その許可を得なければならない。
- 3 追実習の方法については、教員会議で協議の上、学校長が決定する。
- 4 追実習の評価は、その得点をもってその者の成績とする。

(補習実習)

第8条の2 病気その他やむを得ない理由により、第3条第3項に規定する時間を出席できなかった者に対して、補習実習を行うことができる。

- 2 補習実習を希望する者は、その理由解消後3日以内に、補習実習願を校長に提出し、その許可を得なければならない。
- 3 補習実習の方法については、教員会議で協議の上、学校長が決定する。
- 4 補習実習の評価は、その得点をもってその者の成績とする。

(再実習)

第8条の3 第4条第3項に規定する成績評価が60点未満の者に対して、再実習を行うことができる。

- 2 再実習を希望する者は、成績発表日から3日以内に、再実習願を校長に提出し、その許可を得なければならない。
- 3 再実習の方法については、教員会議で協議の上、学校長が決定する。
- 4 再実習の評価は、60点以上をもって合格とし、第4条第1項の規定にかかわらず60点を超す場合であっても60点とする。

(追実習、補習実習及び再実習の取扱い)

第8条の4 追実習、補習実習及び再実習の取り扱いは、学校長が別に定める。

(その他)

第9条 評価を受けなかった者及び第7条あるいは第8条による成績評価が不合格となった者は、翌年度以降当該授業科目の単位を修得するものとする。

(補 則)

第10条 この規程に定めるものの他、必要な事項は細則をもって定める。

- 2 この規程の実施上疑義が生じた場合は、単位認定会議に付して校長が決定する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

なお、成績評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程(平成8年4月1日施行)は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成19年2月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。